三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
塩尻市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百二十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡天龍村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百三十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡阿南町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百三十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曽郡木曽町・下伊那郡豊丘村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百三十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県北安曇郡小谷村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百三十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県飯田市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
飯田市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○経済産業省・環境省告示第四号**

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第二十四条第一項の規定による届出があったので、同令第三十五条第二号の規定に基づき公示する。

平成二十五年六月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

(一)　登録講習機関の名称

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| 一般社団法人産業環境管理協会 | 社団法人産業環境管理協会 |

(二)　講習の業務を行う事務所の名称

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| 一般社団法人産業環境管理協会本部 | 社団法人産業環境管理協会本部 |
| 一般社団法人産業環境管理協会北海道分室 | 社団法人産業環境管理協会北海道分室 |
| 一般社団法人産業環境管理協会東北分室 | 社団法人産業環境管理協会東北分室 |
| 一般社団法人産業環境管理協会中部分室 | 社団法人産業環境管理協会中部分室 |
| 一般社団法人産業環境管理協会関西分室 | 社団法人産業環境管理協会関西分室 |
| 一般社団法人産業環境管理協会中国分室 | 社団法人産業環境管理協会中国分室 |
| 一般社団法人産業環境管理協会四国分室 | 社団法人産業環境管理協会四国分室 |
| 一般社団法人産業環境管理協会九州分室 | 社団法人産業環境管理協会九州分室 |

(三)　変更年月日　平成二十五年四月一日